

令和7年度 指名停止通知済業者一覧表(1)

	会社名 本社所在地	指名停止期間	指名停止地域	指名停止理由
1	株式会社NIPPO 東京都中央区	自 令和7年4月11日 至 令和7年8月10日 (4ヶ月間)	管内全域	株式会社NIPPOは、東京航空局が令和4年度に発注した「東京国際空港A誘導路等舗装改修工事」の舗装工において、設計図書で指定したアスファルト合材と異なる再生骨材が混入したアスファルト合材を使用したことが判明した。 措置要領別表第 1 第2号 (過失による粗雑工事) 2 第15号 (不正又は不誠実な行為)
2	鹿島道路株式会社 東京都文京区	自 令和7年4月11日 至 令和7年7月10日 (3ヶ月間)	管内全域	鹿島道路株式会社は、北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局発注の工事において、過失による粗雑工事を行っていたことや、他社が受注した関東・北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局発注の工事において、契約図書や当該受注者の指定と異なるアスファルト合材の出荷や事実と異なる出荷伝票が、社内において容認されていたことが発覚した。 措置要領別表第 2 第15号 (不正又は不誠実な行為)
3	丸和工業株式会社 埼玉県北本市	自 令和7年4月25日 至 令和7年5月8日 (2週間)	関東・甲信越	丸和工業株式会社は、令和5年9月2日、茨城県猿島郡五霞町における倉庫・事務所増築工事において労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じず、労働者が2階床面の開口部から転落し死亡する工事関係者事故が発生させた。 この件について、同社及び同社使用人は、令和6年11月12日、労働安全衛生法違反により古河簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。 措置要領別表第 1 第8号 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)
4	郷土建設株式会社 北海道恵庭市	自 令和7年5月16日 至 令和7年7月15日 (2ヶ月間)	関東・甲信越	郷土建設(株)は当局発注の「新千歳空港事務所庁舎改修工事」の入れにおいて、調査資料を期限までに作成・提出できないことを理由に低入札価格調査を辞退した。 措置要領別表第 2 第15号 (不正又は不誠実な行為)
5	日精株式会社 東京都港区	自 令和7年6月20日 至 令和7年8月19日 (2ヶ月間)	管内全域	公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 措置要領別表第 2 第5号 (独占禁止法違反行為)
6	住友重機械搬送システム株式会社 東京都品川区	自 令和7年6月20日 至 令和7年8月19日 (2ヶ月間)	管内全域	公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 措置要領別表第 2 第5号 (独占禁止法違反行為)
7	IHI運搬機械株式会社 東京都中央区	自 令和7年6月20日 至 令和7年8月19日 (2ヶ月間)	管内全域	公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 措置要領別表第 2 第5号 (独占禁止法違反行為)
8	新明和工業株式会社 兵庫県宝塚市	自 令和7年6月20日 至 令和7年8月19日 (2ヶ月間)	管内全域	公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 措置要領別表第 2 第5号 (独占禁止法違反行為)
9	フジバスク株式会社 東京都世田谷区	自 令和7年6月20日 至 令和7年10月19日 (4ヶ月間)	管内全域	公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 措置要領別表第 2 第5号 (独占禁止法違反行為)
10	関電ファシリティーズ株式会社 大阪府大阪市	自 令和7年7月4日 至 令和7年10月3日 (3ヶ月間)	管内全域	関電ファシリティーズ株式会社は、大阪市内の複数の民間発注の工事において、建設業法第26条第1項の規定に違反し技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことにより不正に資格(1級電気工事施工管理技士)を取得し、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして大阪府より11日間の営業停止処分を受けた。 措置要領別表第 2 第14号イ (建設業法違反行為)
11	大成産業株式会社 青森県青森市	自 令和7年7月4日 至 令和7年10月3日 (3ヶ月間)	管内全域	大成産業(株)の代表取締役及び社員は、秋田県が発注した道路補修工事及び道路・河川維持管理業務委託を巡り、同県職員が大成産業に対し下請けとして受注できるようにした見返りに現金を渡したとして、令和7年4月26日、秋田県警に贈賄の容疑で逮捕された。 措置要領別表第 2 第3号イ (贈賄)